計画段階環境配慮書に対する意見書の提出

【意見書の提出方法】

①郵送、②インターネットのいずれかの方法により意見書を提出してください。

【意見書の提出先】

①郵送の場合

意見書様式に記入の上、下記の宛先に送付してください。

〒595-0055 泉大津市なぎさ町 6-1 堺泉北港ポートサービスセンタービル 10 階 大阪港湾局 泉州港湾・海岸部 事業企画・防災課 臨海開発担当

②インターネットの場合

大阪府行政オンラインシステムにより意見書を提出してください。大阪府行政オンラインシステムのご利用方法は以下に記載のとおりです。

- ●大阪府行政オンラインシステムのご利用方法以下(1)、(2)のいずれかにより大阪府行政オンラインシステムへ接続してください。
 - (1) 二次元バーコード



- (2) インターネット検索 (検索方法は以下のとおり)
 - ア) インターネット検索画面において「大阪府行政オンラインシステム」を入力し、 検索ボタンをクリック

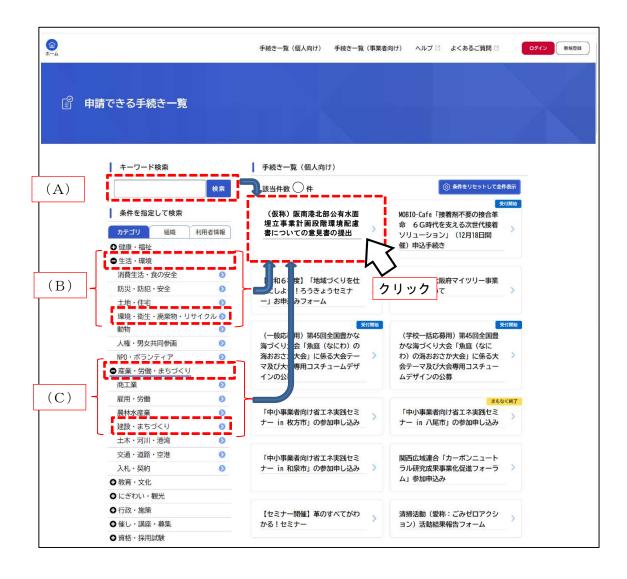
大阪府行政オンラインシステム

イ) 画面の上部にある「手続き一覧(個人向け)」または「手続き一覧(事業者向け)」 をクリック

検索



- ウ)「申請できる手続き一覧」から下記いずれかの方法で該当案件を検索
 - (A) 画面左の「キーワード検索」に「阪南港」「配慮書」「公有水面」「埋立」「意見書」のいずれかを入力し、検索ボタンをクリック
 - ※キーワード検索は、「(仮称) 阪南港北部公有水面埋立事業計画段階環境配慮書 についての意見書の提出」のいずれかの文言を入力することで検索可能
 - (B) 画面左の「条件を指定して検索」の下側に表示される「生活・環境」をクリック し、その下側に表示される「環境・衛生・廃棄物・リサイクル」をクリック
 - (C) 画面左の「条件を指定して検索」のうち「産業・労働・ままちづくり」をクリックし、その下側に表示される「建設・まちづくり」をクリック
- ⇒ (A)、(B)、(C)のいずれかの後、「手続き一覧」に表示される「(仮称)阪南港北部公有水面埋立事業計画段階環境配慮書についての意見書の提出」をクリック (該当件数が複数ある場合は、「手続き一覧」から当該件名を探し、クリック)



エ) その後の操作は画面に従って必要事項を入力し、意見書を提出してください。

【意見書様式、大阪府行政オンラインシステムでの提出】

- ・意見書様式は、下記ページ内の「意見書様式」(word ファイル)をマウスで右クリックし、「対象をファイルに保存」を選択し、任意の場所に保存してご使用ください。
 - https://www.pref.osaka.lg.jp/o150010010/osaka_kowan/assess/hannankohokubu.html
- ・大阪府行政オンラインシステムでは、以下の(a)または(b)の方法で意見書を提出することができます。
 - (a) システム上で、上記「意見書様式」(word ファイル)を添付
 - (b) システム上で、意見を直接入力

【提出期間】

令和6年12月16日(月)~令和7年1月29日(水) (必着)

お問い合わせ先

〒595-0055 泉大津市なぎさ町 6-1 堺泉北港ポートサービスセンタービル 10 階

TEL:0725-21-1570 FAX:0725-21-7284

電子メール: kowan-rinkaikaihatsu@gbox.pref.osaka.lg.jp

大阪港湾局 泉州港湾・海岸部 事業企画・防災課 臨海開発担当